

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		夜間照明施設の使用許可
根拠法令及び条項		新座市立学校校庭夜間照明施設条例第6条第1項 夜間照明施設を使用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
所管部課係名		教育総務部生涯学習スポーツ課スポーツ・青少年係
審査基準	審	第6条第2項 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、前項の許可をしてはならない。 (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 夜間照明施設を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) その他管理上支障があると認めるとき 第7条 前条第1項の許可（夜間照明施設の使用許可）を受けた団体は、その権利を他の団体に譲渡し、又は転貸してはならない。 第10条 利用団体は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に夜間照明施設等を損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。
	査	次の場合は、使用の許可をしない。 (1) 団体登録していない団体 (2) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとする団体 (3) 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、又その団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行為をとることを助長するおそれがある団体 (4) 過去において第7条で禁止する使用権の譲渡及び転貸を行った団体又は第10条の賠償責任の義務を負わなかった団体 (5) ソフトボール又はサッカー以外の目的で使用するとき。 (6) 申請書類の記載事項に虚偽が認められる団体 (7) その他上記(1)～(6)に準じると認められるとき。
	基	標準 (未設定の場合はその理由)
	準	参考事項
準	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）